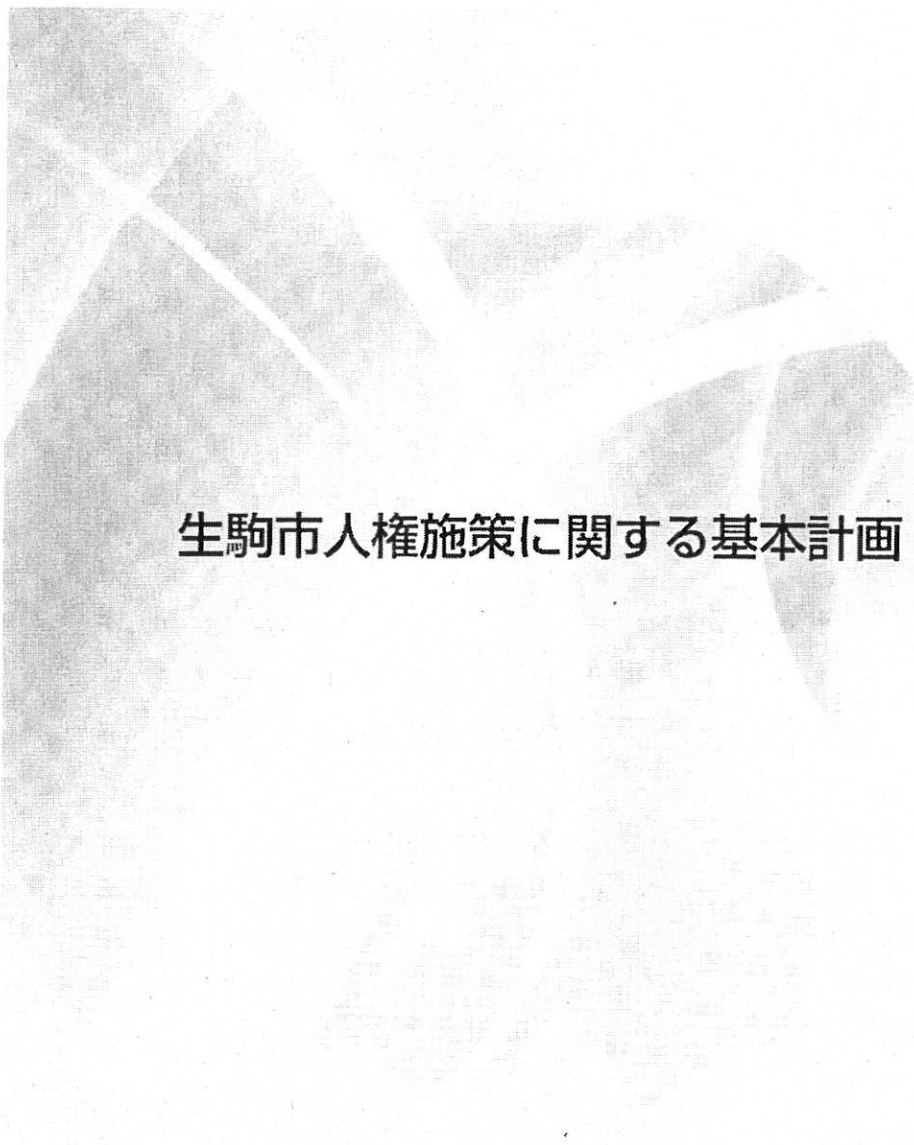




生駒市人権施策に関する基本計画

2005(平成17)年12月

生 駒 市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。これは、戦争や貧困などによって多くの尊い生命が奪われてきた20世紀の反省に立って「21世紀こそ、これまで人権が尊重される社会の実現のために続けられてきたさまざまな努力が一斉に開花し、全人類の幸福が実現する世紀であってほしい」という世界中の人々の熱い願いが込められています。

国際連合は、世界各地での地域紛争、難民の発生などから人権問題は国際社会全体で取り組むべき課題であるとの認識のもと、1995（平成7）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、行動計画を採択しました。

国においても、こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、諸施策が進められてきました。

本市においては、「生駒市人権擁護に関する条例」や「生駒市総合計画」に基づき、人権尊重のまちづくりの推進を市政の主要な柱として各種の事業に取り組むなかで、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定し、「豊かな人権文化の創造」を目指して人権教育・啓発を進めてきました。

このたび、本市における人権施策推進にあたっての基本方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針として「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民一人ひとりの人権と個性が尊重される地域社会をめざして、人権尊重のまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、生駒市人権施策審議会の委員の皆様をはじめ、多くの方々に貴重なご意見をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

2005（平成17）年12月

生駒市長 中本 幸一

生駒市人権施策に関する基本計画

もくじ

第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画策定の趣旨 1
- 2 基本理念 2
- 3 基本計画の性格 2
- 4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢 3
 - (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
 - (2) 市民の主体的な取り組みの促進

第2章 人権施策の推進方向

- 1 人権教育・啓発の推進
 - (1) 人権教育の推進
 - ①学校教育 4
 - ②社会教育 6
 - (2) 人権啓発の推進
 - ①市民への人権啓発 9
 - ②企業への人権啓発 10
 - (3) 市職員等に対する研修 11
- 2 相談・支援の充実 12
- 3 ボランティア活動への支援 14

第3章 分野別人権施策の推進

- 1 同和問題 15
- 2 女性 16
- 3 子ども 19
- 4 高齢者 21
- 5 障がい者 24
- 6 外国人 26
- 7 プライバシーをめぐる問題 28
- 8 さまざまな人権問題 30

第4章 基本計画の推進 31

- 1 推進体制
- 2 関係機関・団体との連携
- 3 フォローアップ

資料編

1	生駒市人権施策審議会委員名簿	35
2	用語集	36
3	世界人権宣言	41
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	46
5	生駒市人権擁護に関する条例	48
6	人権にかかわる相談窓口一覧	49

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

20世紀は、科学技術の急速な発達によって、人類が多くの利便性を享受し、未来に夢を育んだ世紀でした。しかし同時に、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で勃発し、多くの尊い人命が失われたばかりか、さまざまな人権侵害が起きた世紀でもありました。

このような痛ましいできごとへの反省から、1948（昭和23）年の第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、これを契機として、各種の人権関係条約の採択や国際年の設定など、人権確立に向けたさまざまな取り組みが進められてきました。

こうした人権を巡る国際的な流れのなかで、国においても「人種差別撤廃条約」をはじめ人権に関する各種条約の批准や諸制度の整備が図られるとともに、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組みが行われています。

本市においても、「生駒市人権擁護に関する条例」（1994（平成6）年12月制定）や「生駒市総合計画」（2001（平成13）年12月策定）に基づき、人権尊重のまちづくりの推進を市政の主要な柱として人権確立に向けた諸施策に取り組むなかで、2001（平成13）年には「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を策定し、「豊かな人権文化の創造」を目指して人権教育・啓発を進めてきました。

しかしながら、わたしたちの身の回りには今なお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等にかかわるさまざまな人権問題が存在しています。さらに、近年では、高度情報化や科学技術の発展にともなって、インターネットを悪用した人権侵害やプライバシーをめぐる問題など新たな人権問題もおこっています。

「人権の世紀」といわれる21世紀を、真の「人権の世紀」とするために、あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指し、その役割を積極的に果たしていくことが今、私たちに求められています。

県においては、昨年、「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画の最終年に当たり、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。

本市もこうした国際社会の動きや国・県の動向を踏まえたうえで、豊かな人権文化の創造という「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を引き継ぎ、これを一層推進するため、人権施策の基本指針として本基本計画を策定するものです。

2 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。また同時に、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を互いに尊重し合うことが重要となります。

このことから本市では、生駒市総合計画において、「市民一人ひとりの人権と個性の尊重」を掲げ、誰もが能力と個性を十分発揮し、ともに認め合う人権尊重のまちづくりを目指しています。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画では、「人権教育のための国連10年」の基本的な考え方のもと、「豊かな人権文化の創造」を基本理念として取り組みを行ってきました。このテーマは今後も引き続き取り組むべき目標であることに変わりありません。

本基本計画では、これらの考え方にのっとり、女性、男性、子ども、高齢者、障がいのある人、障がいのない人、日本人、外国人など誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うとともに、人権が市民一人ひとりの思考や行動の価値基準として日常生活に根付くことを目指し、「多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権尊重のまちづくりを目指します。

3 基本計画の性格

- (1) この基本計画は、「生駒市人権擁護に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市における人権施策推進にあたっての基本的方向を示すとともに個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための指針となるものです。
- (2) 「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画を受け継ぐものであり、生駒市総合計画との整合性はもとより、市のさまざまな諸計画における人権施策の基本となる計画です。
- (3) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。

- (4) 市民をはじめ関係機関・団体、企業などに対して理解と共通認識を得ることによって、主体的な取り組みを促します。
- (5) この基本計画は、社会状況等の変化に応じ、適宜見直しを行うこととします。

4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

市が行う業務は、すべて市民の人権にかかわるものです。全職員が人権に関する十分な知識と理解、そして問題意識をもって職務にあたらなければなりません。職員一人ひとりが「人権行政」の担い手であることを絶えず意識しながら、それぞれの施策への取り組みを進めると同時に、人権啓発のリーダーとしての自覚をもって行動することによって「豊かな人権文化の創造」を目指します。

(2) 市民の主体的な取り組みの促進

人権尊重の社会を築くためには市民が互いの人権を尊重し支え合うことが重要です。一人ひとりが人権の主体であるとともに、人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重の社会の担い手となるよう市民の主体的な取り組みを促進します。

第2章 人権施策の推進方向

1 人権教育・啓発の推進

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を保障しその充実に努めます。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、これら2つの視点からの取り組みを視野において総合的な推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

生涯学習の視点に立って、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

① 学校教育

日本国憲法、教育基本法、国際人権規約及び児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、さらに2005年から始まる「人権教育のための世界プログラム」の進展も視野に入れ、すべての教育活動を通して子どもの発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

また、「人権教育のための国連10年」生駒市行動計画の理念を踏まえ、2003（平成15）年に奈良県教育委員会が策定した「人権教育推進プラン」の基本的視点に沿って、具体的な取り組みを進めます。

今日、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化し、子どもの問題行動の一因として社会性の欠如や自立の遅れを指摘する意見が提起される一方、いじめ、家庭における児童虐待など、子どもの人権を侵害する事象も発生しています。また、不登校や高校中途退学者の問題など、教育保障の観点から取り組まなければならない課題も存在しています。

こうした状況から、学校教育においては、これまでの同和教育の成果を生かしながら、一人ひとりの子どもが人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、日常生活のさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動として現れるよう

にしていくことが求められています。

そのためには、学校教育活動全体のなかで自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取ることができるようにしなければなりません。

また、家庭・地域・社会のあらゆる場においても、人権が尊重される必要があることを子どもたちが認識することや国際化が進む今日、多様な国籍・民族と文化を持った人々の人権を大切にすることを一層必要となってきます。

ア 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育は、他人と協調し、思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが重要であり、学校教育におけるすべての教育活動を通して推進されなければなりません。

そのため、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努め、人権についての学習を充実させるとともに、各教科等においても人権を尊重する人間の育成に向けた取り組みを積極的に進めます。また、子どもたちが自他の人権についての理解を深め、主体的に考え論議し、行動につなぐことができるよう生活の場をテーマとした参加や体験を重視した学習を取り入れるなど、指導方法の改善・充実に努めます。

また、不登校の子どもへの積極的な支援を行うため、スクールカウンセラーの活用や教育相談、適応指導教室等の充実に努めます。

さらには、情報活用能力の育成を図るため設置した「情報教育推進特区」の「情報科」においても、人権教育の視点に立った適切な情報社会に参画する態度等の育成に努めます。

イ 学びの習慣化と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が人権」という認識のもと、学習権の保障につながる基礎学力を充実し、すべての子どもたちに学ぶ楽しさと意義を感得させ、意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

ウ 実践的研究の推進と学習資料の充実

学校・園で、地域や子どもたちの実態に即した取り組みが進められるよう推進体制や実践的研究等について情報収集や調査研究を行い、人権教育指導資料の充実に努めます。

エ 指導体制の充実

学校・園で人権教育に取り組む際には、人権に関わる概念や人権教育が指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが肝要です。また、人権教育を豊かに展開するためには、すべての教職員が確かな人権意識・感覚をもち、それぞれの力量を生かしながら積極的に取り組む必要があります。

その指導体制充実のため、教職員の資質向上を図るための研修を行うなど、充実を図ります。

オ 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼いころの家庭教育に始まり、保育園・幼稚園、さらには小学校から中学校にかけての教育、地域社会とのかかわりのなかで養われます。

そのため、より社会性や豊かな人間性を育むために、保・幼・小・中学校間における校種間連携を一層充実し、交流活動を活性化させます。

地域に開かれた学校・園づくりを充実発展させるための「学校創造推進事業」によって地域との連携を深め、子どもたちがさまざまな人たちから見守られ共に活動していく機会を増やしていくよう努めます。

さらに、地域でのボランティア活動や職業体験活動、自然体験・芸術文化体験・高齢者や障がい者等との積極的な交流等、多様な体験活動の機会の充実を図り、子どもたちが、主体的・意欲的に人権について学習し、行動する力を身につけることができるよう、これまで以上に地域の関係団体や関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の推進に努めます。

また、家庭や地域社会と連携した子育て支援を展開し、保育所・幼稚園が地域の子育て支援活動や幼児教育のセンターとしての役割が果たせるよう、その機能の充実に努めます。

② 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、夢をもって生き生きと生活できる人権尊重のまちづくりを目指します。

家庭・学校・地域は、人と人との出会いを通しより良い生き方を学ぶ大切な教育の場であるとともに、学んだことを実践する場でもあります。

本市においては、これまでの同和教育・啓発活動により、一人ひとりの人権意識を高め、人権を大切にする社会づくりへとつなげ一定の成果をみてきました。

しかし、依然として部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、近年の社

会の変化のなかで新たな人権の課題も発生しています。

一人ひとりの人権が尊重され、市民が安心して楽しく暮らし、互いに支え合うことのできる豊かな人間関係が存在する地域コミュニティの創造のためには、他の人の立場に立って考えられる想像力や共感的に理解する力、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し合い分かり合うためのコミュニケーション能力を培うことの重要性を一人ひとりの市民が自覚し実践していくことが大切です。

また、今日、社会がグローバル化するなかで、多様な文化をもった人々との共生や一人ひとりの個性や違いを認め尊重する主体的な取り組みが求められています。

未来の担い手としての子どもたちに関する取り組みについては、家庭教育の充実を目指したこれまでのさまざまな取り組みにより市民の関心も徐々に高まってきましたが、まだ十分とは言えない状況にあります。また、核家族化や少子化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家族のふれ合いが希薄になっていると言われています。そのなかで、児童虐待をはじめ子どもの人権を取り巻く状況には依然として厳しいものがあり、生命の尊さを大切にする心や人権を尊重する主体的な力を育んでいくことが重要な課題になっています。そのため、家庭・学校・地域がより連携を図りながら、子育て支援を展開する必要があります。

また、地域の実情を踏まえた人権教育を推進するため、地域社会におけるさまざまな機会を活用し、地域の生活課題と人権問題を効果的に結びつけながら、体系的・計画的に多様な手法を整えて学習を進める必要があります。そのためには、人権文化センターや公民館などの社会教育施設等を拠点として、行政はもとより社会教育関係団体やNPO等との広範な人権教育推進のネットワーク化を進めることも必要です。

ア 家庭教育の充実

人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、家庭教育支援を教育行政の重点課題の一つとして施策の深化を図ります。

また、子育ての支援については、講座などを開催するとともに、保育園・幼稚園や公民館等が地域社会の子育てを支援する場として、親子の共同体験・親同士の交流や情報交換・なかまづくりを推進し、その役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

イ 人権教育推進のための指導者の育成

身近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・住民とともに歩むことができるリーダーの確保と養成のために人権教育講座（山びこ）や「人権教育

リーダー養成講座」を実施していますが、さらに内容に工夫を凝らし、市内外の各関係機関・団体等が実施する講座や研修会とも連携しながら事業の充実に努めます。

ウ 主体的で多様な学習機会の提供

市民の「人権について学びたい」というニーズに応えるため、身近なところで学習できる場や機会を設ける必要があります。そのため、公民館やコミュニティセンター、人権文化センター等の施設においてさまざまな学習を展開するとともに、学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介などについての情報提供を行い、市民が主体的に学べるように努めます。

また、自治会選出の人権推進委員の現地研修会や地区別懇談会、いこま寿大学をはじめとした自主事業等の機会を通じ、多様な人権教育学習を実施するとともに、「じんけんひろば」等の事業を展開し、広く市民が人権について学び、参加できる機会の保障に努めます。

エ 効果的な教材の開発と活用

対象者の年齢や意識等に配慮し、市民に親しみやすいテーマを取り上げ、分かりやすい表現を用いたりするなど、効果的な教材の開発と整備に努めます。

また、具体的な人権学習の内容の充実に図り、日常生活での実体験や地域活動・市内各種団体の活動成果等を題材に、地域の生活課題を踏まえた学習プログラムを設定し、「人権パンフレット」等の生駒市独自の教材の創造と活用にも努めます。

また、ロールプレイやシミュレーション等の参加体験型学習を、より積極的にとり入れるとともに、現地学習をはじめ、絵画・音楽・演劇・映画等の芸術面や、環境・ボランティア・新聞やメディア等の多様な視点から人権を学ぶ手法を創造し、県や他市町村、関係機関・団体等が作成・開発した教材との有効な活用を図ります。

オ 地域が一体となった人権教育の推進

人権教育の視点に立った、人と人、人と集団、集団と集団のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、生駒市人権教育推進協議会等の研究団体、市内に組織されている人権教育に関わる関係機関・団体やNPO等の民間団体との連携により、地域ぐるみで人権教育を推進することができるよう、その支援に努めます。さらに、県や他市町村、民間の社会教育施設、生涯学習施設、社会福祉施設等との連携を進め、地域が一体となった人権教育を推進する機能が充実されるよう努めます。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに自分の身近な問題として捉え直し、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っ
て問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることができる
よう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

本市ではこれまで、同和問題をはじめさまざまな人権問題に関して、広報紙や
冊子、情報誌、ポスター等を使った啓発のほか、「人権を確かめあう日」や「差
別をなくす強調月間」、「人権週間」等の機会を捉え、講演会、研修会、フォーラ
ム、街頭啓発、パネル展などの啓発活動を実施してきました。

さまざまな啓発活動によって市民の人権尊重の意識は一定高まってきています
が、その反面、「人権とはむずかしいもの、自分とは関係のない差別されている
人々の問題」という意識をもっている人も少なくありません。2004（平成16）年
に実施した「人権問題に関する市民意識調査」でも「人権問題の理解を深めるた
めの読書や学習の意向」について「その気持ちはない」という回答が併せて34%
もあり、そのうちの4分の1は、「特に関心があるわけではないので」と答えて
います。また、差別的な言動に対しても「反省を求めて説得した」などの積極的
行動をとったと答えた人はわずか2割程度になっています。

このことを踏まえ、今後の人権啓発にあたっては、身近な課題を取り上げるな
ど、人権問題への市民の興味や関心を喚起し、一人ひとりが自分の問題として受
けとめて、人権課題の解決に向けた実際の行動に結び付くものとなるよう効果的
な手法で行なわなければなりません。

さらには、人権の尊重が自分の幸福や自己実現と深くかかわる課題として日常
生活に根付いたものとなるよう、これまでの啓発内容を充実しつつ継続的に実施
するとともに、マンネリ化を招かないよう啓発の内容やその手法に工夫を加える
など、効果的な啓発活動を実施する必要があります。

ア 学習機会の提供

現代の人権課題は、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人の
ほかHIV感染者やハンセン病患者・元患者の人権、労働者の人権、犯罪被害
者の人権、個人情報保護など多岐にわたっており、市民の希望する学習内容
はさまざまです。

これらの学習ニーズに応え、市民自らが自発的に参加できるようさまざまな
学習機会の提供に努めるとともに、音楽や演劇、映画等を活用するなど、画一

的な内容や方法にとらわれることなく啓発活動を進めていきます。

また、人権啓発活動は地域社会、学校、職場などで多くの人々や関係機関・団体によっても取り組まれてきました。今後も学校・園、家庭、地域社会において市民の自発的な人権学習が行われるよう学校教育施設、公民館、図書館、コミュニティセンター等の公共施設と連携を図り、住民にとって身近な地域で気軽に学習に取り組むことができるための学習の機会を広めます。

イ 多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大

より多くの市民に人権に関する情報を提供し、人権尊重の重要性を伝えるためには多様な啓発媒体の活用と啓発機会の拡大を図ることが必要です。

現在の啓発媒体としては、広報いこまをはじめ、インターネットのホームページ、生駒市電話情報案内システム「まちの情報れすとらん」やポスター、冊子、リーフレット、電光掲示板等があり、これらを利用した効果的な啓発に努めるとともに、KCN（近鉄ケーブルネットワーク）や奈良テレビ放送等のメディアを積極的に活用していきます。なお、インターネットについては、高齢者や障がい者、また外国人も含め、だれもが分かりやすく使いやすいホームページを目指し、Webアクセシビリティ（情報がきちんと伝わり、機能やサービスが利用できること）の向上に努めます。

また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」、「人権週間」のほか、学校行事や市の各種イベントなど多くの啓発機会を捉え、幅広く情報提供と啓発活動を進めます。

ウ 関係機関・団体等との連携

人権啓発を進めるにあたっては、法務局や県、他市町村との連携が大切であり、協力体制を一層充実することが必要です。また、人権擁護委員や生駒市人権教育推進協議会、NPO、ボランティアなどの民間団体、企業とも連携し人権啓発に必要な情報交換を行うとともに、啓発活動の強化を図ります。

② 企業への人権啓発

企業が社会的責任を自覚し、就職の機会均等を保障した公正な採用と社会の構成員として人権に配慮した対応が図られるよう一層啓発に努めます。

企業は、地域社会の文化や生活に大きな影響力をもっており、さまざまな社会的貢献とともに自らの企業活動に対して人権上の配慮を行う社会的責任が求められています。また、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、企業とそこに働く人々は差別のない職場づくりと人権を大切にしたい住みよい社会づくりに

努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

本市では、企業における人権問題について正しい理解と認識を深めるため、生駒市企業人権教育推進協議会が設置され、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、企業内啓発や就職の機会均等を図るための研修や研修教材の提供などの取り組みが行われています。

「人権問題に関する市民意識調査」では、これまで人権問題の講演会や研修会に参加した理由について、男性は「勤務先の命令で」という回答が45.2%と高く、特に30代から60代までは47%から57%に達しています。

しかし、職場内ではさまざまな人権に関わる問題を抱えており、さらなる企業内の人権啓発・教育の取り組みと支援が求められています。

ア 企業及び企業主等への啓発

すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう企業に対して啓発を行います。

特に、差別や人権侵害等の解決を図り、就職の機会均等、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識、理解することが極めて重要であることから、企業主等への啓発にも努めます。

イ 企業内人権研修への支援

さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、企業内研修推進の支援に努めます。さらに、研修を実施しやすいように内容や方法についての情報提供や講師の紹介、教材としての啓発パンフレット・リーフレットの配布、啓発用ビデオの貸し出しなどの支援に努めます。

ウ 関係機関団体との連携

生駒市企業人権教育推進協議会、生駒商工会議所等の関係機関団体と連携を図り、企業内における人権研修の取り組みを促すとともに、講演会への参加やポスター等による広報、差別事象防止対策への参画等、市の啓発事業への協力を要請します。

(3) 市職員等に対する研修

市職員及び外郭団体職員等に対して、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権啓発に取り組むための知識と技量を習得するための研修を積極的に推進します。

市職員は公務員としての責務と使命を自覚し、それぞれの分野において人権尊重の精神に立った行政施策の推進を図ることが必要です。

このことから本市においては、臨時職員を含めすべての階層別に人権問題研修を実施するとともに、リーダー養成として人権教育講座（山びこ）や人権教育リーダー研修への参加等を通して人権問題学習を進めています。

今後も、それぞれの職務に応じたきめの細かい人権感覚で行政を推進するため、より一層研修内容や方法に工夫を加え、人権研修の充実を図ることが必要です。

さらに、外郭団体や市政の推進にかかわりの深い市民や団体の職員等についても、職員と同様に人権意識の高揚を図っていく必要があります。

ア 市職員に対する研修

職員一人ひとりが、人権問題を自らの課題として捉え行動するとともに、日常の業務や行政施策を通じて人権尊重の取り組みにあたるよう経験年数別研修、指導者養成研修及び職場研修の充実を図ります。また、市民啓発のリーダーとなりうる力量を培うため、職場研修用資料作成にも努めます。

イ 市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対する研修

福祉関係者をはじめ市政の推進にかかわりの深い市民や団体等に対し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題についての研修を積極的に実施するよう促します。

ウ 教職員・保育士等に対する研修

教職員・保育士等が、人権に対する感性を磨き人権教育を推進するため、教職員・保育士等の研修を奨励するとともに系統的な研修の実施に努めます。

2 相談・支援の充実

だれもが気軽に利用でき、人権に関するさまざまな問題に直面したときに一人で悩むことのないよう相談窓口やその活動内容に関する広報活動を充実するとともに、当事者の立場に立った相談・支援に関する施策の推進に努めます。

「人権問題に関する市民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に必要なこととしては、多数の人が「人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実すること」と回答しています。

しかしながら、「ここ5年ぐらいの間に、自分の人権が侵害されたと思ったこと

がある」と答えた18.4%の人のうち、多くは「だまっていた」「自分で処理した」、あるいは「身近な人に相談した」と回答しており、法務局や人権擁護委員、警察、県・市などの行政機関や民間団体へ相談した人はごく少数でした。

現在、本市では人権に関わる各種の相談窓口を設けていますが、相談窓口が十分周知されていないことや、最初から相談してもどうにもならないと思っている人が少なくないこともそうした要因の一つと考えられます。そのため、さまざまな手法で広報活動を行うことと同時に、当事者の立場に立ったきめ細かな対応ができるよう相談体制を充実する必要があります。

さらに、近年の社会情勢の変化に伴い、相談内容はさまざまな要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題も生じており、今後は総合的な相談・支援が重要になってくると考えられます。

ア 相談窓口の整備と情報提供

だれもがいつでも気軽に安心して利用できるよう、面談、郵送、電話、ファックス、eメール等、さまざまな形態による対応の整備に努めます。

また、さまざまな広報媒体を活用して、より一層積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

イ 相談窓口の連携

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談窓口相互の連携を図るとともに相談マニュアルの整備に努めます。

また、各相談機関で相談活動を通して把握した課題等を集約し、今後の相談業務や人権意識確立に向けた啓発活動への活用に努めます。

ウ 相談員等の資質の向上

人権問題等に対して的確に対応できるよう関係職員や相談員等に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上に努めます。

エ 関係機関との連携

相談内容に応じた的確な相談・支援を行うため、全庁的な連携はもちろんのこと、国、県及び関係機関との連携に努めます。特に、人権侵犯事件に関する救済等を所掌する法務局や最近深刻な問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待の被害に関しては県女性センター、こども家庭相談センターとの連携のもと迅速・的確な対応に努めます。

3 ボランティア活動への支援

ボランティア活動は、社会福祉活動の分野のみならず保健・医療、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流・協力、人権擁護等さまざまな分野にわたり、子どもから高齢者までの幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

これらの活動の多くは、現代社会がかかえる諸問題に対して自発的に行われており、人権の尊重と大きなかかわりをもっています。

本市では、1998（平成10）年に生駒市社会福祉協議会が設置したボランティアビューローにおいて、ボランティアの登録及び紹介をはじめ、育成やボランティア活動の支援などを行っており、今後も市民の幅広いボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携した活動を中心に情報や活動の場の提供、ボランティアリーダーの育成など、ボランティア活動の充実・活性化に努めます。

第3章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

地対財特法が失効しましたが、同和問題が解決されたと言える状況にはありません。今後も、同和問題を人権問題という本質から捉え、普遍的な基本的人権尊重の視点から、引き続き同和問題の解決に向けて取り組みます。

同和問題は、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」に示されているように、日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる課題です。

同和問題解決に向けたこれまでの取り組みにより、生活環境については大幅に改善され、また地区内の物的な基盤整備についても概ね終了し、地区内外の格差は大きく改善されてきました。また、同和問題に対する理解や認識も深まってきており、「人権問題に関する市民意識調査」では、結婚を決めた人が同和地区の人であることがわかった場合でも「結婚する」という人の割合が46.6%と前回調査（36.0%）よりも増えています。

しかしながら、「ここ5年ぐらいの間で同和地区に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある」人は10.9%あり、前回調査（18.4%）よりも減少しているものの、人々の意識のなかには誤った知識による潜在的な差別意識や偏見が依然として根強く存在しています。

また、インターネットのもつ利便性を悪用した差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など、匿名性の高い差別事象が後を絶っていません。

2002（平成14）年3月に地対財特法が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了することとなりましたが、特別対策の終了が同和対策の終了を意味するものではありません。本市同和対策協議会の意見具申「今後における同和行政のあり方について」（2002（平成14）年2月）を尊重し、教育・啓発活動を進めるとともに、これまでの同和行政の成果を踏まえつつ、引き続き残された課題に対応するよう取り組みを進めなければなりません。

ア 教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、これまで取り組んできた同和教育や同和問題啓発活動の成果と課題を踏まえ、あらゆる機会と多様な媒体を活用して教育・啓発を進めます。

また、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク

等の手法を活用した研修会や講演会の開催など効果的な教育・啓発の推進に努めます。

さらに、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、「えせ同和行為」など、同和問題の解決を妨げるような行為に対して、関係機関・団体と連携協力してその対応に取り組みます。

イ 自立と自己実現を支援するための取り組み

地区住民の自主的な活動を支援し、自立と自己実現を図るための取り組みを推進します。

教育については、基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ自己実現を目指すための進路指導の充実を図ります。

また、就労の機会均等を保障するため、地域の実情に応じたきめ細かな職業相談や求人情報の提供に努めるとともに、人権尊重の職場づくりを進めるため、生駒市企業人権教育推進協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、雇用主等への啓発を進めます。

ウ 地区内外の住民が一体となったコミュニティの促進

地区内外の住民が互いに理解し合い協力して自らのまちづくりを進めていくことは、同和問題の解決に向けて不可欠なことです。特に、人権文化センターは、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動を進めるとともに、人権問題についての理解を深めるための事業や地区内外住民の交流を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりを図ります。

また、老人憩の家や児童館等の地区内公共施設と連携を図りながら、今後策定が予定されている地域福祉計画とも連動して、地域福祉の拠点としての機能を強化します。

2 女 性

男女が、ともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、等しく喜びも責任も分かちあい、その能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、国内外や県の取り組みと呼応しながら「生駒市男女共同参画計画」(2005(平成17)年6月)を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。特に、従来から女性センターをその拠点として、各種の講座開催、情報提供、相談業務、市民の交流の場の提供に努めています。

しかしながら、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性が人権の侵害や不利益を被ったり、十分な活躍ができなかったりする現状があります。特に、ドメスティック・バイオレンス(DV)等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、その防止や被害者支援等の取り組みが必要です。

また、「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)意識は、女性の社会的な自立を拒んできたばかりでなく、男性にとっても生活面での自立や地域活動への参加を妨げるとともに、「男性の生き方」をも規定してきました。こうしたことから、固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識に基づく慣習や慣行を見つめ直し、個人としての尊厳が重んじられ、家庭、職場、学校、地域、その他あらゆる分野で男女が対等の立場で生きられる社会づくりを進めることが重要です。

さらに、女性問題は、他の人権問題と複雑に絡み合っている場合が多いことから、それぞれの人権が保障され、経済的、社会的に自立できるよう、女性のエンパワーメント(自らの意識や能力を向上させ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること)を支援するとともに、男女間の参画の機会の格差をなくすための積極的な改善措置(ポジティブ・アクション)を進める必要があります。

ア 男女の人権の確立と意識の高揚

講演会や講座、情報誌など、さまざまなメディアや機会を活用して、性差別は人権問題であることの認識を深め、男女の人権を確立するための意識の高揚に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、高齢者や児童への虐待などあらゆる暴力をなくすため、関係団体・機関との連携の強化、相談窓口の充実等、被害の防止や被害者支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進に努めます。

イ 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりの個性を育み、可能性を狭めることのないようにするため、地域や職場において、古い道徳観に基づく偏見などからくる慣習・社会通念等を男女共同参画の視点から自主的な点検・見直しを促進

します。

ウ 政策・方針決定への女性の参画の推進

女性がまちづくりなどの政策・方針決定の場に参画できるよう、審議会などへの女性の参画推進に努めます。

また、市の女性職員の管理職への登用を推進するとともに、企業や地域団体等においても経営・方針決定の場への女性の参画が促進されるよう取り組みを進めます。

エ 男女が共に働きやすく、家庭や地域生活と両立できる環境づくりの推進

女性のエンパワーメントを促進し、積極的な社会参画を図るとともに、働く意欲や能力を十分生かすことができるよう、働く場での男女共同参画の推進に努めます。

また、子育て後の再就職や能力開発を希望するなど、あらゆる分野での女性のチャレンジを支援するよう、県をはじめ関係機関との連携を進めます。

さらに、男女が仕事と家庭生活、地域生活を両立することができるよう、条件整備と啓発を推進するとともに、男女がともに豊かな地域生活を送れるよう、生涯学習、ボランティア活動等への参加を支援します。

オ 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

性に関する正しい知識を習得し、生命の尊重や互いの性の尊重に基づいた性教育を推進します。

また、女性の身体的特性を尊重し、女性がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康づくり体制の整備に努めます。

カ 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等の援護を必要とする人の生活面での自立を支援します。

また、看護や介護に男女が共に参画できるような講座等の開催や人材の育成を促進します。

3 子ども

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることがないよう「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重と保護に向けて取り組むとともに子どもを育てやすいまちづくりの推進を図ります。

少子化や核家族化の進行により、家庭の教育力の低下や地域での人間関係の希薄化など子どもが育つ環境は悪化しており、子どもをめぐるさまざまな問題が起きています。

いじめは近年大きな問題となっていますが、今なお、いじめの存在に目をつぶったり、いじめられる側にも問題があるとする風潮が残っており、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育てることが大切です。また、子どもの日常生活に深くかかわっている教職員の資質の向上や保護者に対する子育て支援を行うことも必要です。

児童虐待については、近年の相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、虐待を受けた子どもについては、適切な保護とともに、家庭復帰の促進、アフターケアに向けた取り組みの強化が必要です。そのため本市においては、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、奈良県中央こども家庭相談センターをはじめとして市内の関係機関が連携し、「生駒市子どもセーフティー・サポート会議」(2004(平成16)年12月)を設置し、虐待の早期発見や未然防止・再発防止のための体制整備に努めています。

さらに、性的感情を著しく刺激したりするおそれのある有害図書や情報(書籍・雑誌、ビデオ、DVD等)、インターネットの有害サイト、児童買春、覚せい剤等薬物乱用など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。このような環境から子どもを守る気運を全市的に盛り上げるとともに、「次世代育成支援行動計画」(2005(平成17)年3月策定)とも連動して、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となって連携を一層強化して取り組む必要があります。

ア 子どもの人権の尊重

子どもを権利の主体として尊重し、子どものもっている権利が人間の普遍の権利であることを周知するため、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校・園においては、人権尊重の精神の育成に取り組み、一人ひとりの権利を大切に、それぞれの違い・個性を尊重する学校・園づくりに努めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、

子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

イ いじめ問題等への取り組み

いじめや不登校等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、学校・園及び関係機関・団体との連携を図り、その予防や解決に取り組めます。

また、家庭や地域、その他関係機関・団体との連携を図り、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

ウ 健全育成に向けての取り組み

子どもは、家庭や学校・園のみならず、地域での多様な人とのふれあいのなかで健やかに成長するものです。親をはじめすべての大人が、子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発活動の推進に努めます。

また、覚せい剤等薬物乱用防止の取り組みや児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための映像・広告物等の取り締まりなどの各種の取り組みを家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。

さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動をはじめ、文化活動やスポーツ活動などの企画や運営に主体的に参加し活動できるような場づくりに努めます。

エ 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、自己確立、子育てに対する支援を図るため、教育支援施設を中心としてスクールカウンセラーの配置や適応指導など教育相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

オ 人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育の推進に努めます。

また、人権尊重の視点に立った保育が実践できるよう、研修や自主的研究活動を通じて職員の資質と能力の向上を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう保育内容の充実に努めます。さらに、障がいのある子どもの権利を保障するため、障がい児保育の充実に努めます。

カ 児童虐待防止対策の充実

虐待の発生防止・未然防止・早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、「生駒市子どもセーフティー・サポート会議」を活用し、学校・園、医療機関、保健所、地域等の関係機関との情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援に努めます。

また、虐待を受けた子どもが自ら気軽に相談できるように相談窓口の周知を図るとともに、適切なカウンセリングや治療を行います。虐待を行った親に対しては、適切な指導・支援により育児不安や孤独化、育児ノイローゼを解消し家族の養育機能が再生・強化されるよう努めます。さらに、虐待の発生を未然に防止するため、子育て支援体制や保健事業の充実などを進めるとともに、虐待を許さない社会づくりを進めるための啓発に努めます。

キ 情報社会に参画する態度の育成

情報教育推進特区認定にともなって設置した新しい教科「情報」の実施によって、特に情報社会に参画する態度の育成に努め、有害情報を含んださまざまな情報が氾濫する情報通信ネットワークとの適切な接し方、情報発信に当たっての責任、得た情報の検証の必要性、自分や他人の権利を守ることなどを児童生徒が身につけていけるようにします。

4 高齢者

高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開するとともに、高齢者が社会を支える重要な一員として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送り、社会活動にも積極的に参加するなど豊かに生きられる社会の実現を目指します。

日本においては、21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されており、着実に超高齢社会へと進んでいます。本市においても、2005（平成17）年4月現在の高齢者人口（65歳以上）は18,521人、高齢化率は16.18%となっており、今後高齢化が進行していくことが確実となっています。

こうした高齢者の増加により、介護問題が老後生活の最大の不安要因となっているなか、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する介護保険制度が開始されました。

こうした状況を踏まえ、本市ではすべての高齢者が可能な限り自立した生活を送りながら、介護予防を含む健康増進に向けた活動や生きがい活動が行えるよう「高

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2003(平成15)年3月)を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。

しかし近年、高齢者に対するいじめ、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。このような状況を防止し、高齢者とその家族を支援していくためには、「地域福祉計画」の理念を踏まえながら、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者やその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの充実が重要な課題となっています。

ア 高齢者の人権についての理解と認識の促進

高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、高齢者が社会の重要な担い手として主体的に社会参加ができるよう、さまざまな事業を通して啓発活動に努めます。

また、学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

イ 健康づくりの推進

高齢化が一層進むなか、活力ある地域社会を築いていくために、一人ひとりの高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって過ごせる健康づくりを推進していきます。

そのためにも、2002(平成14)年度に策定した「健康いこま21計画」の指針を踏まえながら、高齢者が生涯を通じて健康であるよう、生活習慣病などの疾病予防や介護を要する状態に陥ることを可能な限り予防していく取り組みを進めていきます。

さらに、市民一人ひとりの健康づくりを支援するにあたっては、今後も行政のみならず、市民や企業、ボランティア組織などの一層の参画による体制を目指していきます。

ウ 総合的な支援サービスの提供

2000(平成12)年度から介護保険制度が導入され、要援護高齢者に対する在宅サービスや施設サービス提供のあり方が大きく変わりました。

このような状況において、生活支援や介護を必要とする高齢者がよりよい生活水準を維持しながら、可能な限り自立し、住み慣れた地域社会や自宅での生活を送れるよう、高齢者個々の状況やニーズ等を把握しながら、要介護者に対する支援や自立者などへの予防施策を充実させ、要援護者一人ひとりが一体的

なサービスを受けられるよう総合的な施策を推進していきます。

また、身近な地域でこれら在宅支援サービスに関する相談や情報提供を受けられるための拠点となる介護支援センターの充実を図ります。

エ 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者にとって、やさしく住みやすい居住環境は、外出機会を増やし、生きがいと健康づくりにもつながることから、単に施設等のハードウェア整備におけるバリアフリーという枠組みを超えるユニバーサルデザインの考え方によってまちづくりを進め、高齢者はもちろんのこと、誰もが過ごしやすく利用しやすいまちづくりを目指します。

また、加齢に伴う身体の衰えや独居などの生活条件などからみて、社会的弱者と言える高齢者を火災、自然災害、犯罪などの自然的、社会的危険から守る安全を第一としたまちづくりを市民や関係機関との連携によって進めていきます。

オ 生きがいのある生活と社会参加の推進

これからの長寿社会においては、高齢者が家庭・地域・企業等、社会の各分野で豊かな経験と知識、技能を活かしながら、生きがいをもって充実した生活や社会参加を果たすことができるよう生涯学習や交流の一環として積極的に学び、スポーツに親しみ、創作活動等を行い、さらにその成果を地域やさまざまな活動に還元できるシステムづくりを進めていきます。

また、将来にわたる高齢者人口の増加からも、高齢期における就労実現のための条件整備を重視し、関係機関との連携のもとに高齢者雇用や就業支援、相談の充実に努めます。

カ 地域ぐるみで支えるケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるようボランティア団体、自治会、民生・児童委員、福祉団体、地域住民等による高齢者育成支援の充実や相談ネットワークの強化を図り、高齢者の見守りや支援等、身近な地域において、住民が相互に支え合う行き届いた地域ケア体制を充実し、住みよいまちづくりを進めていきます。

キ 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生涯を過ごすことができる社会を構築するため、判断能力が不十分な人も安心して福祉サービスを利用できるように地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の視点に立っ

た相談・支援体制の整備・充実を図ります。

5 障がい者

障がい者が個人として尊重され、障がいのある人と障がいのない人が、共に理解し合い、共にわかちあう共生社会を築くため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者の自立とあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めます。

障がい者は、さまざまな不平等や偏見、不合理な差別などによって、活動意欲や持っている能力を十分に発揮できないことがあります。そのため、障がい者の問題は、人間の尊厳と幸福を求める権利の平等という「基本的人権」の問題として捉え、市民すべての問題として認識することが重要です。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境には、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があり、こうした障壁を除去して、障がい者の意欲や能力に応じてさまざまな活動への参加を促進することが必要です。

今後も、「生駒市障がい者福祉計画」(2003(平成15)年3月策定)に基づき、「障がい者が健康で、自立し、生きがいを持って生きていける、平等な社会づくり、住みよい福祉のまちづくり」に取り組み、障がい者が一人の人間として尊重され、地域のなかで共に生きる社会づくりを進めなければなりません。

また、学校においては、障がいのある子ども(学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を含む)の教育的なニーズを把握するとともに、子どもの可能性を最大限に伸ばすために一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進する必要があります。また、障がいを理解し合い、共に生きる社会の実現に向けて、学校や家庭、地域社会との連携を深めながら、交流教育を進めることが必要です。

ア 障がい者の人権についての理解と認識の促進

知的障がいや精神障がいについての理解の不十分さや、内部障がいや難病等の正しい認識の欠如など、まだまだ理解や認識が進んでいないという現状を踏まえ、障がいに対する正しい理解と障がい者の人権についての認識を深めるため、啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、障がい児の個性や個々の教育ニーズに応じた指導内容、指導方法の工夫などを行い、ふれあいのなかで共に生きていく意識を高めるとともに、人権尊重の精神を培っていく機会の拡充に努めます。

イ 健康で安心して暮らせる体制の充実

障がい者が、健康で安心して地域で暮らしていけるようになるためには、保健・医療サービスのさらなる充実が必要となってきます。乳幼児期から中高年齢にいたる継続的かつライフステージに応じた保健サービスやさまざまな障がいに対応した適切な医療サービスの提供体制の充実に努めます。

各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努め、医療費の公費負担制度の充実を国・県に要望するとともに、市内の医療機関に対して、障がい及び障がい者への理解を求め、障がい者に対する医療サービスの促進を図ります。

さらに、精神障がい者についての施策として、精神障がい者の相談体制を充実させ、地域生活の自立支援及び社会復帰の支援の充実に努めます。

ウ 総合的な支援サービスの提供

2003（平成15）年度から、障がい者の権利擁護の観点から、サービス利用者が提供事業者と契約し、自己選択、自己決定に基づいてサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。これにともない、障がい者が住み慣れた地域で、主体的、自立的に暮らしていくためにも日常生活を支援する福祉サービスの充実が必要となってきます。

そのため、日常生活や介護などの支援として必要なサービスが受けられるようホームヘルプサービス、デイサービスなどの各種在宅サービスを充実するとともに、保健医療との連携による多様で効果的なサービスの充実、さらにこれらの在宅サービスの供給機能、総合的な調整機能、障がい者の交流機能をもった拠点施設となる施設の基盤整備に努めます。

エ 安心して暮らせる生活環境の整備

障がい者が、住み、出かけ、ふれあうためには、住環境や公共交通機関、歩行空間のバリアフリー化、さらには、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進し、安全で暮らしよい住居などの物的環境を整備することが重要です。

また、こうした情報通信技術の利用機会や活用能力の格差が生じないよう情報のバリアフリー化の推進についても検討します。

さらに、地震など自然災害時は、高齢者や障がい者が非常に危険で不安定な状態に置かれるため、市民、民間企業等の協力のもと、奈良県の「住みよい福祉のまちづくり条例」を基本にした人にやさしいまちづくりによるノーマライゼーションの実現を図るとともに、コミュニティを基盤とした平時からの準備と災害時における防災対策の充実を図っていきます。